

平成19年

第1回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成19年11月26日

神戸市相楽園会館

平成19年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（平成19年11月26日） 会議録

議事日程

平成19年11月26日午後3時開議

（諸報告）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 同意第4号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件

第4 認定第1号 平成18年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算認定の件

第5 議案第19号 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び兵庫県後
期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一
部を改正する条例制定の件

第6 議案第20号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例制
定の件

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（39名）

1番 梶本 日出夫

2番 嵯峨 徹

3番 白井 文

4番 東 節

5番 山田 知

6番 濱田 知昭

7番 山中 健

8番 石原 熙勝

9番	谷口芳紀	10番	奥田清喜
11番	樽本庄一	12番	西田正則
13番	豆田正明	14番	來住壽一
15番	小山哲史	18番	水田賢一
19番	井上嘉之	20番	吉岡正剛
21番	東郷邦昭	22番	酒井隆明
23番	和田金男	24番	辻重五郎
25番	川野四朗	26番	井上英俊
27番	富岡篤太郎	28番	白谷敏明
29番	山本廣一	30番	西村悟
31番	東田耕造	32番	古谷博
33番	清水ひろ子	34番	立垣昇
35番	藤原茂	36番	橋本省三
37番	八幡儀則	38番	山本暁
39番	庵途典章	40番	藤原久嗣
41番	馬場雅人		

欠席議員（2名）

16番	藪本吉秀	17番	岡恒雄
-----	------	-----	-----

説明のため出席した者

広域連合長 矢田立郎

副広域連合長 足立理秋

事務局長 寺田裕

総務課長 松下紀男

資格給付課長 山 本 博 之

保険料課長 田 原 洋 子

システム課長 久 保 孝

職務のため出席した職員

事務職員 梅 田 秀 乗

事務職員 田 月 幸 一

(午後 3 時開会)

○議長 (白井 文) ただいまの出席議員は 38 名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成 19 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

矢田広域連合長。

○広域連合長 (矢田立郎) 本日は、広域連合議会の第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本広域連合は、本年 2 月 1 日の発足以来県下 41 市町と密接に連携し、後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて鋭意準備を進めてまいりました。

本日は、来年 4 月の制度実施に当たりまして保険料等の基本的事項について定める後期高齢者医療に関する条例案等、諸案件を提出させていただいております。各議案の内容につきましては後ほどご説明をさせていただきますが、何とぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

大変簡単ではございますが、冒頭に当たりましてごあいさつとさせていただきます。

○議長 (白井 文) これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第 1 号より第 3 号に至る報告がありました。

次に、11 月 22 日までに受け付けました陳情はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

以上で諸報告を終わります。

最初に日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、9番、相生市、谷口議員及び1番、神戸市、梶本議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第3、同意第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、嵯峨議員の退席を求めます。

(嵯峨 徹議員 退席)

○議長(白井 文) 提案理由の説明を求めます。

矢田広域連合長。

○広域連合長(矢田立郎) ただいまご上程されました、同意第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、提案理由のご説明を申し上げます。

定例会提出議案の1ページをお開きください。

本件は、平成19年3月29日の第1回臨時会で選任されました監査委員の嵯峨議員が平成19年6月30日をもちまして議員の任期を満了いたしました。広域連合規約第16条第3項の規定に基づき、以降についても監査委員の職務を執行していただいておりますが、このたび広域連合議員のうちから選任する監査委員として姫路市、嵯峨議員を選任いたしたいと存じますので、議会の同意を求める次第でございます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(白井 文) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の嵯峨議員の入場を許可します。

(嵯峨 徹議員 入場)

○議長(白井 文) 次に、日程第4、認定第1号「平成18年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長(寺田 裕) ただいまご上程されました、認定第1号「平成18年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

本件は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

3ページでございます。

平成18年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入歳出予算現額137万8,000円に対し、収入、支出済額ともに15万7,000円でございます。

次に、4ページをお開きください。

歳入歳出決算の事項別明細でございますが、歳入が、第1款諸収入、第1項雑入の予算現額137万8,000円に対し、収入済額15万7,000円、これは、広域

連合設立準備委員会からの負担金収入でございます。

5 ページの歳出は、第 1 款議会費、第 1 項議会費 1 2 7 万 8 , 0 0 0 円に対し、支出済額 1 5 万 7 , 0 0 0 円でございます。これは第 1 回広域連合議会臨時会の開催に要した経費でございます。第 2 款予備費、第 1 項予備費は執行しておりません。

以上、概要をご説明申し上げましたが、別添の決算審査意見書のとおり、監査委員の審査意見を十分尊重させていただきまして、今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

認定第 1 号についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

認定第 1 号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（白井 文） 次に、日程第 5、議案第 1 9 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいまご上程されました、議案第 1 9 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件」について、提案理由のご説明を申し上げます。

定例会提出議案の 9 ページをお開きください。

本件は、個人情報をも不正に第三者に提供する行為等に対する罰則を制定するに当たり条例の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、11ページをお開き願います。

個人情報保護条例の改正でございます。

第2条及び第11条は、文言等の整備を行うものであり、第44条から12ページにお移り願ひまして第48条までは、実施機関の職員等が個人情報を不正に第三者に提供した場合等に罰則を適用する規定を定めるものでございます。

次に、13ページをお開き願います。

情報公開・個人情報保護審査会条例の改正でございます。

第2条及び第5条は、文言等の整備を行うものであり、第16条は、審査会の委員が職務上知ることのできた秘密を漏らした場合に罰則を適用する規定を定めるものでございます。

以上、議案第19号についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第19号を原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第20号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいまご上程されました、議案第20号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例制定の件」について、提案理由のご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

本件は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度について定めようとするものでございます。

第1章総則の第1条で、広域連合が行う後期高齢者医療については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによるものとしております。

第2章後期高齢者医療給付の第2条では、法定の給付のほか、被保険者が死亡したときに葬祭を行う者に対して、葬祭費として5万円を支給することとしております。

第3章保健事業の第3条は、保健事業として市町が実施する健康診査に対する補助を行うことについて定めるものでございます。

第4章は、保険料に関する規定でございます。

第4条は、被保険者に対して課する保険料の賦課額を、所得割額及び被保険者均等割額の合計額とするものでございます。

15ページの第5条は、保険料の所得割額を、基礎控除後の総所得金額等に所得割率を乗じた額と定め、第6条では、被保険者均等割額を、被保険者均等割総額を被保険者の見込み数で除した額と定めるものでございます。

第7条は、保険料は県内全区域にわたって均一と定めるものであり、第8条は、平成20年度及び平成21年度の所得割率を100分の8.07と、16ページの第9条では、同じく被保険者均等割額を4万3,924円と定めるものでございます。

第10条は、離島その他医療の確保が著しく困難である地域である特定地域の被保険者に対する保険料の特例について定めるもので、特定地域被保険者に対して課する保険料の賦課額を、特定地域被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額と定めるものでございます。

第11条は、平成20年度及び平成21年度の特定地域の被保険者に係る所得割率及び被保険者均等割額を、24ページの別表第1のとおり定めようとするものでございます。

第12条は、保険料の賦課限度額を50万円と定めるものであり、第13条は、保険料の賦課期日を4月1日と定めるものでございます。

第14条は、保険料の賦課総額を、第1項第1号アに掲げる費用の額の合計額から、17ページにございますイに掲げる収入の額の合計額を控除して得た額を予定保険料収納率で除して得た額と定めるものでございます。

第15条は、賦課期日後に被保険者の資格取得または喪失があった場合の保険料の額の算定について定めるものでございます。

第16条は、所得の少ない者に対し、世帯の所得の合計額に応じて、被保険者均等割額をそれぞれ7割、5割、2割減額することを定めるものでございます。

18ページの第17条は、被用者保険の被扶養者であった者の保険料を、資格取得日以降2年間に限り、被保険者均等割額の2分の1と定めるものでございます。

第18条は、保険料の額の通知について定めるものでございます。

第19条は、震災等の災害によって住宅または家財について著しい損害を受けたとき、19ページのアからエにあります失業や事業における著しい損失、長期の入院等によって収入が激減したとき、または世帯主等の死亡によって世帯の収入が基準以下になったことによって保険料を一時に納付できない場合に、徴収を猶予できることについて定めるものでございます。

第20条は、第19条でご説明いたしました場合等において、保険料の全部または一部を納付することができないときに、保険料の減免を行うことについて定めるものでございます。

第21条は、保険料に関する申告について定めるものであり、20ページにまいりまして、第22条は、被保険者に対して賦課した保険料を市町が徴収し、広域連合に

納付することを定めるものがございます。

第23条は、被保険者が賦課期日後に住所を異動した場合に各市町が徴収すべき保険料の額について定めるものであり、第24条は、保険料を徴収する市町が延滞金を徴収し、広域連合に納付することを定めるものがございます。

第5章雑則の第25条は、この条例の施行に関して必要な事項を規則で定めるとするものがございます。

第6章罰則の第26条は、届け出をしない被保険者または虚偽の届け出を行った被保険者を、10万円以下の過料に処すると定めるものがございます。

第27条は、被保険者証の返還に応じない者を、10万円以下の過料に処すると定めるものがございます。

第28条は、正当な理由がなく文書等の提出命令に従わない者、または職員の質問に対して答弁をしない者、もしくは虚偽の答弁をした者等を、10万円以下の過料に処すると定めるものがございます。

21ページの第29条は、不正行為によって徴収金の徴収を免れた者に対し、免れた額の5倍以下の過料に処すると定めるものがございます。

第30条は、過料の額を情状により広域連合長が定めるとするものがございます。

附則第1条では、この条例の施行期日を平成20年4月1日と定めております。

第2条は、平成20年度から平成25年度までの保険料の算定の特例について、第3条は、公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例についてそれぞれ定めるものがございます。

第4条及び第5条は、広域連合の区域のうち被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い特定市町区域内の被保険者に対して、均一保険料率よりも低い保険料率を6年間にわたって適用することを定めるものがございます。

22ページの第7号にございますように、平成20年度から平成25年度までの6年間、2年ごとに経過的調整率を引き上げることによって、段階的に均一保険料より

も低い保険料率を定めるものでございます。

第10号は、平成20年度及び平成21年度の所得割率及び被保険者均等割額を、24ページの別表第2のとおり定めるものでございます。

第6条は、平成20年度及び平成21年度における新たに保険料を負担することになる被用者保険の被扶養者であった方の保険料の賦課総額の算定の特例について定めるものであり、第7条及び23ページの第8条において、平成20年4月から9月までの6カ月間は徴収を凍結し、10月から平成21年3月までの6カ月間は9割軽減することを定めております。

以上、議案第20号についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

9番、相生市、谷口議員。

○9番（谷口芳紀） 相生市でございます。

まず、兵庫県後期高齢者医療広域連合の職員の皆様の日ごろの執掌に心より敬意と感謝を申し上げます。

議長の許可を得ましたので、発言通告書に基づき質問をさせていただきます。

本条例案により、兵庫県後期高齢者医療広域連合における保険料率が示されましたが、これにより算定されます本県での1人当たり保険料負担額と、先般国が示しております負担額との間には乖離が生じております。これにつきましては、保険料で賄うべき費用の算定範囲の相違、所得係数による収入額の差異というふうに承知をいたしております。

しかしながら、被保険者の負担は大きいものがあり、この負担を少しでも軽減するためには、収入、財源の確保が重要であると考えているところでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律第103条では、県・市町・広域連合は補助金を交付することができるように規定をされております。また、本条例案第14条第1号イにおきましても、収入の内訳として当該補助金が規定をされているところでございます。

しかし、今回の税率の算定につきましては保健事業に対する国の補助金が算入されるにとどまっております。市町におきましては、老人保健制度から後期高齢者医療制度に代わることで多大な事務負担が生じており、それに伴う費用も増大していることとはご案内のとおりでございます。

そこで、県からの広域連合に対する財政支援的な補助金の確保につきましてどのようにお考えであり、また今後どのような見通しを持っておられるのかをお尋ねいたします。

以上、よろしくご答弁くださいますようお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 広域連合長。

○広域連合長（矢田立郎） ただいまのご質疑に対してお答えを申し上げます。

広域連合に対する県からの財政的な補助金の確保についてどのように考えるのか、また今後の見通しについてのお尋ねでございますが、県内各市町とご相談の上、去る10月19日に兵庫県知事に、そして同月22日に厚生労働大臣に対しまして、広域連合長名による後期高齢者医療制度に関する要望書を提出させていただきました。その要望趣旨につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

平成20年度から、国民健康保険におきます75歳未満の特定健診におきましては国・県各3分の1負担の枠組みとされているところでございますが、後期高齢者に対する健診は広域連合の努力義務とされ、生活習慣病の早期発見、または介護予防のための健診は重要とされていながらも、その制度的な財政措置の枠組みがございません。

そのような中で、先般国から3分の1の概算要求補助額が示されたところでございますが、国に対して国民健康保険における75歳未満の特定健康診査と同様の国と県

の各3分の1負担の枠組みの制度化を求めるとともに、県に対しましても後期高齢者の健診に必要な費用について国同様の支援を求めたものでございます。

現在まだ県の方からこのご回答をいただいておりますが、引き続き要望を重ねていきたいというふうに考えております。

○9番（谷口芳紀） ご答弁ありがとうございました。

引き続き県の方へ強くご要請、ご要望をいただいたらとこのように思います。

本当にありがとうございました。

○議長（白井 文） 谷口議員の発言は終わりました。

続きまして25番、南あわじ市、川野議員。

○25番（川野四朗） 25番、南あわじ市です。

保険料の算定に係る資料にありますが、保険料に係る所得係数等の影響についてでございますが、兵庫県は全国平均所得よりも高く所得係数は1.12となっております書かれております。

この制度は全県下等しく実施される制度だということはよく承知をいたしておりますが、過日県が発表いたしました2005年度市町民経済調査によりますと、1人当たりの県民所得は県平均で2.4%の増であるにもかかわらず、私どもの淡路地域においては2.8%の減になっておるわけでございます。そういうことになりますと、所得の地域差が格段に生じておりますが、この所得係数は地域ごとに何か考慮すべきものがないのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（白井 文） 広域連合長。

○広域連合長（矢田立郎） ただいまのお尋ねに対しましてご答弁を申し上げたいと思いますが、後期高齢者医療制度は、保険財政運営の広域化の観点から都道府県単位で全市町村が加入する広域連合ということで運営されることとなっております。

高齢者の医療の確保に関する法律第104条におきまして、保険料率は原則として都道府県内均一とすることが定められてございます。均一保険料率の算定に当たり用

いております所得係数は、75歳以上の被保険者の都道府県間の所得格差を調整する目的で、都道府県ごとに設定されるものでございます。兵庫県の所得係数は1.12でございます。

都道府県内均一でございますのは保険料率であり、被保険者1人当たりの保険料負担額はそれぞれの所得に応じて算定をするため、県内の異なる市町でも同じ所得であれば同じ保険料額となるわけでございます。

県内均一保険料率の例外は、先ほど条例の説明でございましたが、このような制度の枠組みの中で離島その他の医療の確保が困難である地域及び被保険者に係る療養の給付等に要する費用が著しく低い市町に対する措置に限られておるということでございます。

したがいまして、県内の所得の地域差を保険料率に反映させる仕組みは制度上認められていないという点につきまして、ご理解を賜りたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○25番（川野四朗） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（白井 文） 川野議員の発言は終わりました。

質疑は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第20号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

本定例会に上程されました案件は、すべて終了いたしました。

広域連合長より、ごあいさつがあります。

矢田広域連合長。

○広域連合長（矢田立郎） 本日、定例会におきましてご提案を申し上げます議

案等につきましてご審議を賜りまして、いずれもご賛同いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

今後一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。大変簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（白井 文） ごあいさつは終わりました。

これもちまして、平成19年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時35分閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 白 井 文

署名議員 谷 口 芳 紀

署名議員 梶 本 日出夫